

食安輸発1108第1号
平成25年11月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産はちみつのクロラムフェニコール)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号(最終改正：平成25年11月6日付け食安輸発1106第3号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時検査の結果、韓国産はちみつにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、クロラムフェニコールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成25年11月8日	韓国	はちみつ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	クロラムフェニコール	HAWOO BULTON